

議案第14号

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を次のように改正する。

平成27年 2月25日提出

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年逗子市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第2条副市長の項の次に次のように加える。

教育長 月額 673,000円

第3条第6項に次の1号を加える。

(3) 教育長 100分の170

(逗子市特別職職員報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 逗子市特別職職員報酬等審議会条例(昭和45年逗子市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(逗子市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第3条 逗子市職員の旅費に関する条例(昭和26年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「、逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例(昭和31年逗子市条例第7号)及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和28年逗子市条例第3号)」を「及び逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条

例（昭和31年逗子市条例第7号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長に限る。以下同じ。）が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間は、第1条の規定による改正後の逗子市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例第1条、第2条及び第3条第6項第3号の規定並びに第3条の規定による改正後の逗子市職員の旅費に関する条例第15条第2項の規定は適用せず、第3条の規定による改正前の逗子市職員の旅費に関する条例第15条第2項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の際現に在職する教育長が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間の当該教育長に係る給料の額に関する条例を市議会に提出しようとする場合においては、第2条の規定による改正後の逗子市特別職職員報酬等審議会条例の規定は適用しない。

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行され、教育長が常勤の特別職職員とされることに伴い、改正の要あるため提案する。